

●香川県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年9月16日から同年10月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町石田西字西山王 115番3地先から さぬき市寒川町神前字遊良1865 番7地先まで	10.4～20.2	400	平成18年香川県告示第115号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成26年9月16日